

要 望 書

厚生年金基金は、これまで百年に一度とも云われる世界的金融危機を経て、財政運営は依然として厳しい状況下にあります。

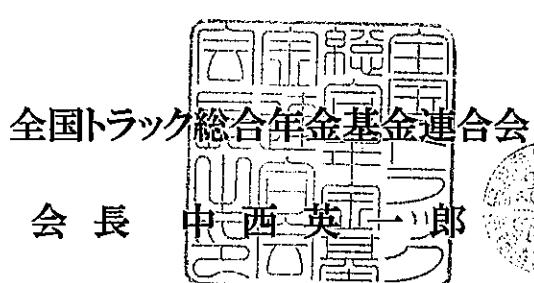
こうした中、3月11日に発生した東日本大震災は、津波と原発事故も相俟って千年に一度とも云われる未曾有の被害となりました。復興にはまだ多くの時間と支援を必要としています。

厚生労働省においては、すでに震災特例法にともなう特例措置を出されたところですが、基金が存続可能となりますように当連合会として財政運営に関する要望を取りまとめましたので、これらの実現に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この要望は平成23年4月21日に開催された、第65回全国トラック総合年金基金連合会通常総会において満場一致で決議された要望でございます。

平成23年6月8日

厚 生 労 働 大 臣 殿



全国トラック総合年金基金連合会 名簿

会長 中西 英一郎
 副会長 振津 泰弘
 副会長 小幡 銀伸

(設立年月日順)

東京トラック事業(厚)	理事長	中西 英一郎	常務理事	青木 博文
東京貨物運送(厚)	理事長	渡邊 庄二	常務理事	岩田 武
大阪府貨物運送(厚)	理事長	振津 泰弘	常務理事	松野 一夫
神奈川県貨物自動車(厚)	理事長	筒井 康之	常務理事	森 侯人
愛知県トラック事業(厚)	理事長	小幡 銀伸	常務理事	加藤 修治
兵庫県トラック運輸(厚)	理事長	北野 耕司	常務理事	樋口 仁
静岡県トラック運送(厚)	理事長	大須賀 正孝	常務理事	岡村 邦彦
三重県トラック事業(厚)	理事長	池田 潔	常務理事	志村 公生
山口県トラック(厚)	理事長	三浦 克己	常務理事	秋本 英正
北海道トラック(厚)	理事長	阿部 満	常務理事	朝倉 武
広島県トラック(厚)	理事長	小丸 法之	常務理事	豊岡 積
東北六県トラック(厚)	理事長	高橋 和夫	常務理事	一
埼玉県トラック(厚)	理事長	遠藤 俊作	常務理事	秋山 正夫
香川県トラック(厚)	理事長	田村 雅宥	常務理事	小谷 芳暉
岡山県運輸(厚)	理事長	室山 健之輔	常務理事	伊藤 次郎
鹿児島県トラック事業(厚)	理事長	大久保 昌幸	常務理事	加納 嘉一郎
長野県トラック事業(厚)	理事長	岩下 勝美	常務理事	藤森 茂光
京都府トラック事業(厚)	理事長	家原 利一良	常務理事	桐山 克己
福岡県佐賀県トラック(厚)	理事長	力丸 学	常務理事	森奥 征年
熊本県トラック運送(厚)	理事長	切通 浩	常務理事	高本 元美
群馬県トラック事業(厚)	理事長	三浦 文雄	常務理事	橋本 博之
茨城県トラック(厚)	理事長	大川 功	常務理事	松沼 一雄
千葉県トラック(厚)	理事長	西郷 隆好	常務理事	鈴木 清
栃木県トラック(厚)	理事長	関谷 忠泉	常務理事	大島 俊昭
富山県トラック(厚)	理事長	丸山 智弘	常務理事	田中 利宏
愛媛県トラック(厚)	理事長	森川 義彦	常務理事	小橋 裕一
山陰トラック事業(厚)	理事長	狩野 文男	常務理事	古山 美次
山梨県トラック(厚)	理事長	中村 昌訓	常務理事	植松 勝仁
宮崎県トラック事業(厚)	理事長	高石 勇	常務理事	野中 秋芳
滋賀県トラック(厚)	理事長	岡田 博	常務理事	谷口 定清
徳島県トラック(厚)	理事長	近藤 卓郎	常務理事	神田 史雄
福井県トラック(厚)	理事長	清水 則明	常務理事	橋本 和幸
和歌山県トラック(厚)	理事長	日下 善右衛門	常務理事	杉本 仁
長崎県トラック(厚)	理事長	松藤 悟	常務理事	山崎 康典
岐阜県トラック(厚)	理事長	尾関 卓司	常務理事	川島 千秋

要 望 事 項

1. 掛金引上げ猶予措置の延長

掛金の引上げについては、平成24年4月までの2年間の猶予措置が図られているところですが、3月11日に発生した東日本大震災（東北関東大震災）は津波と相まって、原子力発電所の事故を誘発する等未曾有の被害をもたらしました。

トラック業界は、かかる国難に総力を挙げて緊急支援物資及び復興支援物資の輸送に取組んでいるところです。

しかしながら、復興には長期間を要するものと思われ、日本経済全体への影響が懸念されるところです。

基金の財政運営は依然厳しい環境に置かれていることから掛金対応の猶予期間のさらなる延長をぜひともお願ひいたしたい。

2. 許容繰越不足金の許容幅拡大

継続基準における許容繰越不足金は、責任準備金の15%（数理的評価の場合は10%）以内とされているが、近年の運用の変動幅の大きさを勘案し許容繰越不足金の許容幅拡大措置をお願いしたい。

3. 過去勤務債務の償却の弾力化

過去勤務債務の償却は、現行で最長20年償却であるが、より柔軟な償却が可能となるよう償却中のものも含め期間の延長を検討いただきたい。

4. 最低責任準備金の計算方法の改善

最低責任準備金の計算における代行給付相当額は、現在一律に0.875倍とされているが、各基金の実体とは乖離しているケースが多い。

厚生年金本体との財政中立化の徹底が図れるよう改善をお願いしたい。

5. 代行給付に係る積立資産の改善について

最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/2を下回った場合は、一定の計算により給付現価負担金が事後交付されるが、積立水準が引き上がるよう早期交付をお願いしたい。さらに、現行の給付現価負担金の交付基準である1/2を引き上げることも検討いただきたい。

また、平成22年度の厚年本体の予想運用利回りが3.2%から4.1%に変更されたことにより過去期間代行給付現価が現行より(20%)減少した額となり保障される最低責任準備金の額も(20%)減少されると危惧している。この運用利回りを3.2%に維持する等の措置をお願いしたい。

6. 下方回廊方式の恒久化

財政検証において、継続基準に抵触した場合に解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分で良いとする下方回廊方式が導入され、平成23年度決算に基づく掛金対応までの時限措置となっているが、これを恒久的なものとし、かつ財政再計算等でも適用できるよう対処いただきたい。

7. 数理的評価方法の変更

数理的評価を採用した場合に、時価の大幅な変動を平滑化する目的が十分達成できるよう平滑化期間の延長(現行5年間)と許容乖離幅を拡大(現行時価の15%)していただきたい。

8. 資産評価調整額の負債控除項目から資産加算項目への変更

数理的評価を使用している場合、数理的時価が生時価を上回った差額である資産評価調整額は負債を減少させる仕組みになっているが、数理的評価額は実質上限(時価と最低責任準備金との差額)があり、効果が不十分である。

資産評価調整額は資産に加減する仕組みに改めていただきたい。

9. 最低責任準備金付利利率の「期ずれ」の解消

継続基準においては期ずれの解消が図られたが、非継続基準については解消されていない。最低責任準備金の定義及び非継続基準についても解消をお願いしたい。

10. 指定基金について

指定基金については、別紙のように新聞報道がなされたがその内容は各基金の意図するところでなく、風評被害を煽るだけとなっている。

長引く経済不況、予想し得ない運用環境の激変の中で長期運営計画の実施や財政健全化に向けて行なっている各基金の努力を損なうことのないよう広報については特段のご配慮をお願いしたい。